

※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面:「保護預り約款」

改訂日 :令和7年6月28日改訂

新	旧
<p>(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)</p> <p>第12条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。</p> <p>(1) 保護預り証券を売却される時</p> <p><u>(2) 当社が第10条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合</u></p>	<p>(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)</p> <p>第12条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。</p> <p>(1) 保護預り証券を売却される時</p> <p><u>(2) 証拠金に代用されている有価証券につき、取引約款等の定めにより当社において売却・換金の手続きを行うとき</u></p> <p><u>(3) 当社が第10条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合</u></p>
<p>(解約)</p> <p>第15条 次にあげる場合は、契約は解除されます。</p> <p>(1) お客様から解約のお申し出があった場合</p> <p>(2) 第22条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</p> <p>(3) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合</p> <p>(4) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p><u>(5) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</u></p>	<p>(解約)</p> <p>第15条 次にあげる場合は、契約は解除されます。</p> <p>(1) お客様から解約のお申し出があった場合</p> <p>(2) 第22条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</p> <p>(3) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合</p> <p>(4) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p><u>(5) FX取引口座を解約することとなったとき</u></p> <p><u>(6) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</u></p>
<p><u>令和7年6月</u></p>	<p><u>令和5年10月</u></p>